

資産の認知症対策していますか？

認知症による資産凍結で困らないための

家族信託セミナー

2024年

9月27日(金)

14:00-15:30 13:30 開場

個別相談 15:30-16:00

※事前の予約が必要です

竜美丘会館 3階 301号室
(岡崎市東明大寺町5番地1)

預金口座から
お金が下せない!

相続対策が
できない!?

自宅が売却
できなくなる?

参加
無料

定員50名

セミナー内容は一般的な内容であり、当金庫の
取り扱いとは異なる場合があります。

お電話・インターネット・FAXのいずれかの方法で9/20(金)までにお申し込みください

お電話でのお申し込み・お問合せ

碧海信用金庫 個人営業部

担当：石丸・加藤

☎ 0120-404-181

インターネットからのお申し込み

右の二次元コードを読み取って
入力フォームよりお申し込みくだ
さい。



FAXでのお申し込み



0566-77-3122

以下の枠内に必要事項をご記入の上、FAXにてご送信ください。

参加 申込書	【お名前】(ふりがな)	【電話番号】
	【ご住所】	
	【メールアドレス】	【参加人数】
	【無料個別相談】	希望する ・ 希望しない

ご記入いただいた情報は主催者において適切に管理し、本セミナーの運営管理および主催者の取扱商品・サービスのご案内等に
利用させていただく以外の目的には使用いたしません。

主催



碧海信用金庫

共催

司法書士法人ファミリア

家族信託による認知症対策

もしも認知症などで判断能力がなくなったら、資産が凍結されたり、ご家族以外の専門家に資産を管理されることになってしまうかもしれません。
それを防ぐために「家族信託」のできる対策を司法書士が丁寧に説明させていただきます。

認知症になると取引が制限される資産

① 預貯金 普通預金引き出し
定期預金解約

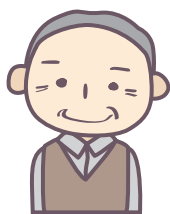
② 不動産 リフォーム
売却・契約など

もし親が認知症になったら、たとえ子どもでも「親のお金を引き出すこと」も介護費用に充てるために「親の自宅を貸したり売ったりすること」もできなくなり、親はもちろん、子どもも困ってしまいます。

家族信託のしくみ

現金や不動産などの管理を信頼できるご家族に託すよう、事前に家族信託契約を結ぶことで、万が一、認知症になって判断能力が失われたとしても、資産が凍結されることなく、任されたご家族が引きつづき財産の管理を行うことができます。

信じて託します。
私のために管理
してください



託す人(父)

委託者



現金・不動産

信託契約

父の代わりに私が
現金や不動産を
管理します!



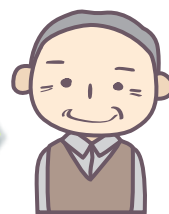
任される人(子)

受託者



収益など

家賃や売却代金
の収益は私が
受け取ります!



託す人(父)

受益者

セミナー内容は一般的な内容であり、当金庫の取り扱いとは異なる場合があります。

講師紹介



司法書士法人ファミリア
司法書士／家族信託専門士／民事信託士／相続鑑定士

國枝 哲哉氏

相続業務の専門家として年間相談件数300件以上、豊富な実績をもとに、お客様の心配事に寄り添いながら資産全体を守り、ご希望に叶った承継をするための提案を行っている。

できるかぎり専門用語を使わない、わかりやすい解説に定評があり、大手ハウスメーカーや不動産会社、金融機関などからの依頼による講演も多い。